

大治町町制施行50周年カウントダウン写真募集要項

1. 目的

令和7年4月1日に町制施行50周年を迎えるにあたり、記念日までのカウントダウン写真を募集し、50日前の令和7年2月10日から役場ロビーで掲示する等により、町制50周年の機運の醸成や広く周知することを目的に実施します。

2. 対象者

大治町にゆかりのある方（町内在住、在勤、在学の方、本町出身者、事業者、団体活動をしている方等）

3. 募集期間

令和6年12月5日（木）から令和7年1月17日（金）まで

※ 掲載予定数（50枚）に達した場合、抽選とさせていただきます。

※ 掲載の決定については、令和7年1月24日（金）までに応募者メールアドレスにご連絡させていただきます。

4. 写真について

(1) 内容

笑顔の写真であればどのようなものでも構いません。

大治町へのメッセージや50周年を表す文字等を入れていただくことも可能です。

また、個人だけでなく、家族・友人・活動団体・会社などのグループ単位での応募も可能です。

なお、カウントダウンの数字については、大治町にて追記します。

※ 完成イメージは別紙のとおりです。

(2) 規格

- ・ファイル形式：JPG、PNG のいずれか
- ・横向きで撮影のこと

(3) 掲載対象外とする写真等

- ① 特定の個人や法人、国や地域等を誹謗中傷するもの
- ② 脅迫や強要など、法律や条例等に違反する、又は違反するおそれのあるもの
- ③ 犯罪を助長するおそれがあると認められるもの
- ④ 虚偽や真実と異なると認められるもの
- ⑤ 政治や選挙、宗教、又は商品、店舗、企業等の広告、宣伝、勧誘、その他営利を目的としたもの
- ⑥ 著作権や商標権、プライバシー権などの侵害により、町又は第三者の権利を

侵害するおそれのあるもの

- ⑦ 有害なプログラムや有害なサイトへの誘導であると判断されるもの
- ⑧ わいせつな表現や画像等、公の秩序又は善良の風俗に反するもの
- ⑨ 大治町暴力団排除条例（平成 23 年 12 月 20 日条例第 15 号）に規定する暴力団等を撮影対象としたもの
- ⑩ 町が指定したデータ規格以外のもの
- ⑪ その他、社会通念上不適切であり、他人に不利益を与えるおそれがあると町が判断したもの。

5. 応募方法

下記記載必要事項を明記の上、大治町電子申請・届出システムにてご応募ください。

https://www.shinsei.e-aichi.jp/town-oharu-aichi-u/offer/offerList_detail?tempSeq=110926

なお、掲載日（カウントダウン日数）の指定はできません。

《記載必要事項》

- (1) 応募者氏名（グループの場合は代表者の氏名）
- (2) 応募者の大治町とのかかわり
- (3) 保護者氏名（応募者が未成年の場合）
- (4) 応募者電話番号
- (5) 応募者メールアドレス
- (6) 掲載する名前（本名またはニックネーム）またはグループ名

6. 注意事項等

- (1) 応募にあたっては、本募集要項に同意の上、ご応募ください。応募時点で、募集要項に同意いただいたものとみなします。また、未成年の応募については保護者の同意があったものとして取り扱います。
- (2) 肖像権、プライバシーは、応募者が承諾を得た上で応募してください。なお、応募作品に関して著作権侵害や肖像権侵害など法律上の問題が発生した場合は、大治町はその責任を一切負いません。
- (3) 応募に関する費用は応募者が負担するものとします。
- (4) 応募写真は、町制施行 50 周年の広報活動のため、「広報おおはる」やホームページ、役場ロビーに設置するカウントダウン展示等に使用させていただきます。
- (5) 掲載の都合によりトリミング・色調補正などの加工を施す場合があります。
- (6) 個人情報厳重に管理し、応募者への連絡のために使用し、正当な理由なく第三者へ開示されることはありません。
- (7) 本募集要項に基づく募集以外に、町制 50 周年記念イベント等のご案内で町からご連絡する場合があります。

- (8) 本募集要項に記載された事項以外について取り決める必要が生じた場合、町の判断により決定します。

7. 問合せ先

大治町役場 総務部企画政策課 企画調整係

〒490-1192 海部郡大治町大字馬島字大門西 1-1

電話番号（代表）052-444-2711（内線 126）

メールアドレス kikakuseisakuka@town.oharu.lg.jp